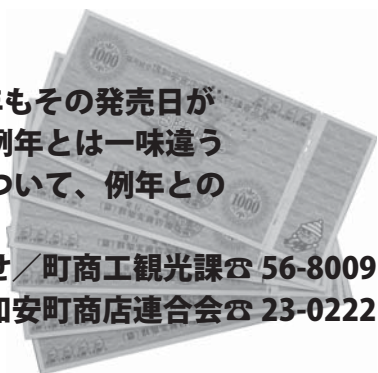


平成 19 年から発売が始まったプレミアム商品券。今年もその発売日が近づいている。今年は、国の地方創生事業によって、例年とは一味違うプレミアム商品券となる。今年のプレミアム商品券について、例年との違いをお知らせする。

■お問い合わせ／町商工観光課 ☎ 56-8009
倶知安町商店連合会 ☎ 23-0222



プレミアム商品券

倶知安町のプレミアム商品券は、平成 19 年 7 月、まちの駅「ぷらっと」の開設を記念して発売され、翌年のぷらっと開設 1 周年記念イベントでの発売を経て、平成 21 年からは、毎年、夏と冬の年 2 回発売されている。

プレミアム商品券は、20% のプレミアムが付いて、1 セット 1 万円で購入した商品券で 1 万 2 千円分の買い物ができる。倶知安商店連合会の商品券取扱店で利用できる他、冬期間ではニセコグランヒラフのリフト券の購入などに使用できる。現在では、発売後 1 時間ほどで完売する人気で、町民の消費喚起や商店街活性化などに大きな役割を果たしている。

地方創生事業として

地方創生事業とは、地方を元気にしようというもので、今年のプレミアム商品券は、この地方創生事業の交付金を使用する。消費喚起を目的に、商品券を一人でも多くの人に活用してもらい、町内経済の活性化を目指す。

そのため、今年は発行枚数を増やし、例年より 2 千万円増の 7 千万円分を発売する。発売元である倶知安商店連合会事務局長の山崎隆史さんは、「2 千万円の増額分が相乗効果となって町内経済が活気付く」と、地方創生事業によるプレミアム商品券の発売に期待を寄せる。

例年との違い

今年のプレミアム商品券の発売は、7 月と 11 月の 2 回行われるが、国の交付金を活用することで例年とは何点かの違いがある。

例えば、例年は最低 1 万円からの発売だったが、今年は 5 千円から 5 千円単位で発売される。また、長時間並ばずに一人でも多くの人に購入してもらうため、購入には、広報紙 7 月号と 11 月号に折り込まれる「購入申込書」を事前に商店連合会に提出しなければならないなど、購入方法や使用方法で注意が必要となる。

！ 事前申し込みが必要

プレミアム商品券を購入するには、広報紙 7 月号、11 月号に折り込まれる「購入申込書」に必要事項を記入して、ぷらっと内倶知安商店連合会に郵送するか持参が必要

！ 購入は一世帯 5 万円まで

今年は個人ではなく世帯ごとに購入する。一世帯 5 千円から 5 万円を限度として、5 千円単位で購入できる。事前の購入申込の応募数によっては、購入限度額が下がったり、抽選になることもある

！ 使用有効期限

商品券には有効期限がある。期限内に使用しなかった場合は、商品券は無効となり、払い戻しもできない。また、お釣りは出ないため、千円以下の買い物に使用する場合は注意が必要

！ 使用できない店舗・商品

商品券は、町内の大型店舗では使用できない。また、図書券やプリペイドカードなど換金性の高い商品、たばこの購入やツケ払いにも使用できない



▲まちの駅「ぷらっと」(商店連合会)
■住所／〒 044-0051 北 1 西 2
■電話番号／☎ 23-0222